

久留米広域合併協議会

第6回会議録

於 創世 春秋の間

平成15年7月8日(火)

久留米広域合併協議会第6回会議録

平成15年7月8日(火)

10時00分開会

創世 春秋の間

○出席委員(29名)

久留米市

江藤守國 会長
川地東洋男 委員
前川博 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
長淵勇 委員
別府好幸 委員
古賀正邦 委員
清水公子 委員
松下幸嗣 委員
三浦俊明 委員

北野町

檜原政則 委員
深町英俊 委員
田中和義 委員
谷口邦博 委員
益永工三子 委員
澤水正義 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
宮田康敏 委員
中島昌明 委員
今村新 委員
中島宏輔 委員
平田正 委員
市川範子 委員

三瀨町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
毛利正光 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員
富松茂治 委員

○欠席委員(5名)

久留米市

十中大雅 委員
今村信義 委員
古賀喜美子 委員
岩辺康平 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員

久留米広域合併協議会（第6回）次第

開催日時：平成15年7月8日（火）

10時00分～

場 所：創 世 （春秋の間）

1．開 会

2．新委員の紹介

3．報告事項

（1）報告第11号 第5回協議会以降の協議会活動について

4．協議事項

（1）第12号議案 平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算

（2）協 議 新市建設計画骨格について

（3）協 議 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

（4）協 議 地域審議会の取扱いについて

（5）協 議 町名・字名の取扱いについて

（6）協 議 合併の方式について

（7）協 議 合併の期日について

（8）協 議 新市の名称について

（9）協 議 新市の事務所の位置について

5．そ の 他

6．閉 会

久留米広域合併協議会（第6回）

（午前10時00分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第6回会議を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

皆さん新聞報道等でご承知と存じますが、6月24日の広川町議会におきまして、久留米広域合併協議会への加入議案が否決されまして、これを受けまして翌25日に1市4町の首長会議を開催いたしました。

そこで広川町長さんからご報告を受けました。高鍋町長からは、否決という思いもかけない結果で、色々ご迷惑をおかけし、大変申し訳なく、今後についてはしばらく時間をかけて検討したいとの状況報告などがございました。

この現状を踏まえまして、1市4町の首長会議におきまして、今後1市4町の枠組みを堅持し、結束して法定期限内の合併実現に向け作業を粛々と進めることを合意し、確認したところでございます。

また、広川町の加入につきましては、今回で完全にシャットアウトしてしまうということではなくて、広川町の体制が整備されれば、その時点で協議することを確認いたしておるところでございます。

以上、広川町をめぐる状況につきましてのご報告でございます。

それからもう1点、三潴町の委員さんの変更がございましたので、開会に先立ちまして私から新委員さんをご紹介させていただきます。

三潴町の富松茂治委員でございます。

委員（富松茂治君） 皆さん、おはようございます。富松茂治です。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（江藤守國君） 富松委員さんには、広域合併実現に向け積極的な活動をよろしくお願いいたします。

それでは今回で第6回目の会議となりますが、新市建設計画の骨格についての協議、新

たに「議会の議員の定数及び任期に関する取り扱い」など3項目に関する資料の提出と説明、また前回協議会で追加資料説明の要望がございました「合併の方式」などに関する追加資料の提出と説明など、さらに「新市の名称」、「新市の事務所の位置」については本日より実質協議と、議題が大変盛りだくさんになっておりますので、ご審議につきましてはどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、久留米市の川地委員、田主丸町の別府委員にお願いしたいと思いますので、後日会議録調製ができましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対し、先着順により4名の傍聴を許可いたしております。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をさせますので、よろしくお願ひいたします。

事務局（田中） 本日の委員の皆様の出席状況についてでございますが、委員34名中、現時点で28名、お1人遅れて来られるということでご連絡が入っておりまして、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

会議次第、名簿、席次表、第6回会議資料、それと別紙追加資料で「新市建設にあたっての施策・事業整理について（基本的考え方）」の5つでございます。が、お手元にありますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それではここで事務局より報告があるそうでございますので、よろしくお願ひします。

事務局（田中） 事務局より、訂正とお詫びがございます。

前回協議会の議案で、久留米広域合併協議会の監事の選任認定の議案番号が、事務局のミスで「第11号議案」とあるべきところを「第9号議案」となっておりましたので、その後、事務的には修正をいたしております。申し訳ございませんが、皆様の当日の資料等につきまして訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議長（江藤守國君） 委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、当日の資料の訂正方をお願いいたします。

事務局には今後このようなことがないように、事務処理をお願いします。

それでは報告事項、報告第11号 第5回協議会以降の協議会活動について事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） お手元の資料の第1ページと第2ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第11号

第5回協議会以降の協議会活動について

第5回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2ページをお開きください。

ご報告の前に、前回の第5回協議会におきまして、この活動状況に関しまして田主丸の松下委員よりご要望が出ております。

内容は、この部会活動がもう少し具体的にわかるようにというような要望でございます。

前回からの資料に比べまして、2点ほど改善させていただいております。

まず第1点が、これまでいろんな専門部会、分科会、ワーキンググループの開催についての記述のところ、何々分科会ほか何ワーキングというような形で、全部の会議等を網羅しておりませんでした。今回から、このすべての部会、分科会、ワーキンググループ開催されたものすべてを記載するように改めております。

第2点が、現在のこの専門部会、分科会活動の状況をご説明する文章の記述をさせていただいております。点線の四角で囲んだところでございます。

この2点を改善させていただいております。

それでは第5回以降の協議会活動についてご報告させていただきます。

まず、会議といたしまして、去る7月1日、合併協議会の第6回幹事会を開催させていただきました。

合併協定項目の第6回提出資料(案)について、又はこの本日の協議会の開催要領(案)などを協議いたしております。

それから専門部会、分科会活動でございますが、6月2日 環境衛生分科会、清掃分科会、総務ワーキング、固定資産税システムワーキング、この6月2日から6月30日の固定資産税システムワーキング、財務会計ワーキング、合併処理浄化槽ワーキング等、この間、1部会、22分科会、52ワーキンググループの開催をしております。

現在の専門部会等の活動状況について一応ご報告いたしますと、現在まず事務事業の調整に関しまして、各分科会で課題整理が行われております。この課題整理を踏まえまして、各分科会の事務局の方で作成をいたしました調整方針案をたたき台として、1市4町の職員によりまして、慎重かつ活発な協議が行われているところでございます。

なお、7月中旬までに所管部会へ調整方針案が提出される予定でございます。

以上、簡単でございますが、第5回協議会以降の協議会活動についての報告とさせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいま事務局より、第5回協議会以降の活動についてご報告をいたしました。委員の皆様、ご質問等はございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市町名、並びにお名前をおっしゃっていただいております。お願いいたします。

いかがでしょうか。

それではないようでしたら、報告事項を終わります。協議事項へ移らせていただきます。

まず、第12号議案 平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(松藤) 事務局総務班の松藤です。

それでは平成14年度久留米広域合併協議会の歳入歳出決算をご提案いたします。

お手元の資料3ページをお開きください。

第12号議案

平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算について

久留米広域合併協議会財務規程第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認定を求める。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

資料6ページをお開きください。

平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算

歳入決算額 2,600万8円

歳出決算額 378万935円となっております。

まず、歳入よりご説明いたします。

歳入につきましては、当初予算880万3,000円に1,720万円の補正予算を組みましたので、予算額は2,600万3,000円になっておりました。

これに対しまして収入済み額は2,600万8円となっております。

歳入の内訳といたしましては、備考欄のとおり、各市町からの負担金2,600万円と、預金利子8円でございます。

なお、この補正につきましては、国からの法定協議会を構成する各自治体に交付されます「市町村合併推進体制整備費補助金」の500万円を各市町にお願いしたものでございます。

続きまして、支出につきまして款ごとにご説明いたします。5ページをお開きください。

1款運営費としまして、予算額283万6,000円に対し、162万7,677円の支出をいたしております。

1款運営費のうち1項会議費は、協議会及び幹事会等の開催にかかる経費でありまして、協議会委員報酬58万3,000円、2月1日の研修会講師謝金1万8,900円、委員への費用弁償4万3,980円、会議録作成委託料12万3,375円、及び協議会等に要した会場借り上げ料3万6,290円などがその主なものでございます。

なお、使用料より流用しました8万8,000円は、2月1日の研修会に参加いただいた委員さんへの報酬支払いにより不足した経費に充当しております。

1 款運営費のうち 2 項事務局費は、事務局運営に要する管理経費でございます。事務局職員が県との打ち合わせ、先進地視察等に要した旅費 28 万 6,760 円、事務局で使用するファイル・事務用品等の消耗品費 13 万 3,768 円、封筒等の印刷代、写真、プリント代等 9 万 3,282 円、通信運搬費は協議会開催案内、議事録送付等の切手代 6 万円、公用車借り上げ料 11 万 9,700 円、広報紙編集用パソコン借り上げ料 3 万 4,440 円などがその主なものでございます。

次に、2 款事業費は、合併後の新しい暮らしや都市の姿を住民の皆様明らかにする新市建設計画の作成、広域合併に関する機運の醸成や情報提供及び先進団体の情報収集等に要する経費でありまして、当初予算 586 万 7,000 円に 1,720 万円の補正を行いましたので、総額 2,306 万 7,000 円の予算となっております。これに対し 215 万 3,258 円を支出しております。

歳出の内訳といたしましては、ファイル・コピー用紙・書籍の購入代等の消耗品費 67 万 8,100 円、広報紙・合併協議会だより印刷代 72 万 3,042 円、広報紙配送委託料 30 万 7,906 円、ホームページ開設・更新委託料 45 万 1,500 円などがその主なものでございます。

なお、消耗品費の不足に伴いまして、印刷製本費、使用料及び賃借料からそれぞれ 17 万円、9 万 1,000 円の流用をいたしたところでございます。

3 款予備費についてでございますが、10 万円を計上しておりましたが、支出はございませんでした。

以上、14 年度は歳入決算額 2,600 万 8 円、歳出決算額 378 万 9,355 円となっております。

なお、歳入歳出差し引き残額 2,221 万 9,073 円につきましては、平成 15 年度歳入予算に繰越金 2,200 万円を計上しておりますとおり、新市建設計画作成のための支援業務及びシステム、条例等の統合に向けた事前作業などの委託料などを中心に、平成 15 年度で対応してまいります。

以上、平成 14 年度久留米広域合併協議会の歳入歳出決算の説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より説明がありましたが、あわせてお 2 人の監事

を代表していただきまして、田主丸町の長淵監事さんより監査報告をお願いします。

監事（長淵 勇君） 田主丸の長淵でございます。

平成14年度会計監査報告

久留米広域合併協議会規約第15条第1項及び同財務規程第20条第1項の規程に基づき、久留米広域合併協議会の平成14年度決算について、関係帳簿、証拠書類及び預金通帳等により会計監査を行った結果、正確かつ適正であったことをご報告申し上げます。

監事 田中義一

監事 長淵 勇

以上でございます。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

第12号議案 平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算について何かご質問などがございましたらお願いいたします。

ないようでございますが、原案のとおり承認していただいでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは第12号議案は、原案のとおり承認することといたします。

次に、協議 新市建設計画（骨格）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

総合調整部会（荒木） それでは説明させていただきます。

協 議

新市建設計画骨格について

新市建設計画骨格について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

お手元資料の8ページから19ページまででございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、久留米広域新市建設計画の骨格でございますが、この骨格は、前回の全体骨子を具体的に記述するとするならば、こういうふうな考えが入ってくるのではないだろうか、こういう視点、基本的な考え方のもとに、新市建設計画を作成したいということで、骨格をつくったものでございます。

最初に序論でございますが、本骨格につきましては、全体骨子のときにもお話しさせていただきましたように、序論、本論、結論の3部から構成したいと考えております。

序論につきましては、最初に（はじめに）ということで、新市としての一体化と均衡ある発展を目的に、新市建設計画を策定するものですということで、最初に触れさせていただいているところでございます。

そして序論におきましては2つの部分、第1章におきまして、新市としての合併の必要性、第2章といたしまして、新市建設計画の策定方針ということで、2つ大きく分けているところでございます。

第1章の新市としての合併の必要性でございますが、分権型社会におきます行財政基盤の確立、それから生活圏としての一体性、その両面から広域合併が求められているということと記述し、それぞれ行財政基盤の確立、それから生活圏としての一体性につきまして述べたいということで整理させていただいております。

行財政基盤の確立につきましては、住民に一番身近な自治体として、多様な住民ニーズに総合的に対応できる行財政基盤の確立が必要であるということで、整理させていただいております。

生活圏としての一体性でございますが、本地域の歴史的な一体性、また住民や事業者の活動の広域化、そういうものに対応した自治体の広域化が必要であるということで整理してございます。

第2章の新市建設計画の策定方針でございますが、策定の趣旨をまず整理いたしまして、その後、新市建設計画の対象ということで、フレームを整理させていただいております。

対象期間でございます。合併後10年間ということにしております。なお、本計画の中間年となる5年目に、これまでの計画の実施成果を評価・見直すということにしております。

対象地域でございますが、久留米広域合併協議会を構成します久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の行政区域としてございます。

計画の構成につきましては、ただいまご説明している内容につきまして整理しているところでございます。

計画の性格でございます。10ページになりますが、ここで4点挙げております。

第1番目に、ハード面だけではなく、ソフト面を含んだ総合計画としております。

第2番目に、合理的で健全な行財政運営に裏づけられた計画としております。

第3番目に、新市の速やかな一体性を確立するための計画としてございます。

第4番目に、地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画としてございます。

第3節で、新市建設計画の策定方針ということで2つ挙げさせていただいております。

最初に、合併効果を十分に発揮できる計画ということで、下3行の方に書いておりますが、合併効果を十分に発揮できる計画とするとともに、合併に対する不安や懸念を解消するための方策に配慮した計画ということで整理してございます。

2番目の総合性と戦略性を基調とした計画ということでございますが、限られた財源を効果的かつ効率的に活かした都市づくりへの転換が必要になっているという基本認識をした後に、住民ニーズの多様化が進んで、個別的な対応が求められているということを書き添えて、効率的、総合的な計画にするということを書いております。

また、戦略的な戦略性を基調とした計画とするということを書いているところでございます。

4節に、総合計画との関係でございますが、新市建設計画につきましては、各市・町で現在それぞれ総合計画に基づきまして都市づくりを進められているところでございますが、その都市づくりを継承すると同時に、合併後10年間にわたり一体化と均衡ある発展を目的に実施する施策・事業、そういうものを定めた実行計画であるということにしております。

また、新市の新たな行政区域における総合的かつ計画的な行政運営の基本となる総合計画の重要な一部になるということでしているところでございます。

第5節は、「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」、これは久留米広域合併任意協議会でまとめられたものでございますが、その久留米広域合併に関する新市まちづくり構想、それを基本的に継承するということを確認しているところでございます。そして確認しながらも、久留米広域合併協議会の構成、それから新市建設計画の性格や目的に応じて新たに作成させていただくということで整理しているところでございます。

本論でございます。

新市の概要ということで、新市の地勢・人口・産業構造、3つの面から1市4町が合併したとき、どういうふうな市になるかということ整理しているところでございます。

第2章でございます。

新市建設の基本方針ということで、まず最初に、新市建設にあたっての基本理念ということで4点挙げさせていただいております。

第1に、地域特性を尊重したとしづくりということで、地域のアイデンティティや地域特性、これはこれまでの都市づくりにより培われたものでありまして、地域住民のよりどころであり、新市建設において活用することが必要であるということをもっと置かせていただいております。

2番目に、共生の都市づくりということで、都市と自然、自然と人、人と人との共生など、持続的な都市発展を目指すに当たっては、共生が重要であるということ整理してございます。

続きまして3番目に、住民を基点とした都市づくりでございますが、やはり地域建設にあたっては、地域住民の暮らし、そういうものを基点とした都市づくりが重要であるという整理をしております。

4番目に、合併効果を活かした都市づくりということでございますが、合併効果を活かした都市・中核市への実現を図る。それとともに、県南地域のリーダーとして地域発展に取り組む自立した都市づくりというものが必要であるとしているところでございます。

12ページでございます。新市の目指す都市像ということで、ここで4点挙げさせていただいております。

まず、新市の目指す都市像の基本的なところを押ささせていただきますが、これから

の時代潮流とか社会環境の変化、そういうものを展望したときには、これまで取り組んで参りました都市づくりのストックというものを活かしながら、また新市の潜在的な可能性、そういうものがたくさんございますので、それを活性化しながら、地域の発展、住民福祉の向上を果たすということでございますが、その都市づくりにあたりまして、これから重要なのは、まず地域特性を活かした多様な魅力の形成が重要であると押さえているところでございます。

また、これまでの一極集中型の都市から、いわゆる多極分散型、ネットワーク型、その都市づくりが必要になってくるということで整理してございます。

そういう基本認識のもとに、4点挙げさせていただいております。

最初に、教育文化や保健福祉などの暮らしの分野ということで、新市は高次都市機能と自然が融合した、ゆとりと安らぎのある地域社会、そういうものをつくっていききたいということで、住民一人ひとりの人権が尊重され、その持てる能力と意欲が十分に発揮され、生き活きとした暮らしが展開される都市を目指していききたいと、整理してございます。

2番目に、道路や上下水道など、都市基盤・生活基盤の分野ということで、これまで蓄積して参りました地域ストックとポテンシャルを活性化し、魅力あふれる美しい都市を目指していくということで、身近な生活基盤、都市基盤の整備について整理しております。

3番目に、産業振興と雇用促進の分野ですが、地域特性であります農業や緑を核とした産業振興を進めるということをもまず書かせていただきまして、続きまして将来を展望いたしまして、新産業の創出を進めるということで整理しております。

また、本地域の特性でございます緑・農業を活かした癒し・潤い・温もりをテーマに、都市圏との交流の促進を進めていくということでしております。

4番目の県南の中核都市としての都市機能の分野でございますが、筑後地域のリーダーといたしまして、中核的な役割を果たす分権型社会を担う中核市を目指すということで整理してございます。

第3節でございますが、こういう目指す都市像を実現するにあたりまして、行財政経営をどう整備していくかということでございますが、先程申し上げましたように、都市づくりにあたっての基本的認識である一極集中型から分散型へ、ネットワーク型へということ

を踏まえまして行財政経営が重要であるということを整理し、3点にわたって整理してございます。

市民と行政の協働による行財政の経営ということで、これまでの行政主導の都市経営ではなく、パートナーシップに基づいた、市民と行政の協働による行政経営。

2つ目のコンパクトな行政財政経営でございますが、民間活力の活用や、新たな行政手法、そういうものの積極的な導入に取り組んで、組織の生産性向上を図っていく。そしてコンパクトな行財政経営を進めるということで整理してございます。

また、最後の広域的な行財政経営でございますが、中核市としての自律的な行政経営に努める。また、広域的なニーズ、そういうものに的確にこたえるということで、広域的な視点に立った行財政経営を進めるとしております。

第4節でございますが、このような新市の目指す都市像、また新市の行財政経営の整備を踏まえまして、土地利用をどう進めていくかということでございますが、最後の方に書いておりますが、今後、新市の具体的な施策、事業展開、そういうものを十分踏まえて、新市の土地利用に関する総合的な計画をさらに進めていくということでしております。

続きまして、地区整備の基本方針でございますが、地区整備の基本的な考え方ということで、広域合併により行政区域が拡大することに対する懸念、また地方自治におきます住民自治の充実策、そういうものを踏まえまして、地区別の整備に積極的に取り組むという基本的な考え方を明らかにし、旧自治体を対象に地区別の目指す姿ということで、地区像を書いていきたいということで整理してございます。

また、その地区像実現のための取り組みといたしまして、地区像実現の進捗状況をフォローアップする。また、地区像実現の進捗状況を進めていくにあたって、新たに施策を展開したり事業化を図る必要性というものが考えられますので、そういうものを踏まえまして、地区像実現に必要な総合的な機能を有する中核となる組織を整備するということで整理してございます。

第3章からは、第2章で掲げました新市の目指す都市像等を具体的に施策化する場合に、どういうふうになるのかということを整理してございます。

最初に、教育文化や保健福祉などの豊かな暮らしを実現する施策でございますが、14

ページでございますが、施策の体系でご説明させていただきますと、5点挙げております。

市民一人ひとりの人権ということで、まず人権を尊重する社会、そういうものがやはりベースになるであろうということをも整理しております。

それから2番目に、持続的な社会の基盤となるやはり循環型、ごみとかそういうものでございますが、環境保全、そういうものにわたります循環型社会、そういうものの実現が必要になるとしております。

3番目に、生涯にわたって自己実現が図られるということで、生涯学習、生涯教育、そういうものが重要になっていくということで、スポーツとか文化、そういうものもここに入っていく形になろうかと思っております。

4番目に、公助・共助による新時代セイフティーネットの構築ということで、ここは福祉分野につきまして整理しているところでございます。健康とともに、やはりそういう自己実現に向かって生涯にわたって学び活動する環境を整備するとともに、それらの活動を支えるという意味では、やはりそういうセイフティーネット、そういうものが必要になってくるであろうということで整理してございます。

5番目に、新市の豊かな暮らしの核となる地域社会ということで、コミュニティの整備充実、そういうものを整理したいということで考えているところでございます。

第2節でございます。15ページでございますが、道路や上下水道などの魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策ということで、水と緑豊かな自然を大切に、これまで積み重ねてきた年の歴史を継承しながら、地域の魅力ある美の創出を目指して進めていきたいということで3点、安全で快適なということで、まず身近な生活基盤・都市基盤においては、安全性、また快適性、そういうものがまず重要であろうということで整理してございます。

続きまして、そういう安全性、快適性だけではなく、やはり美しい都市、そういうものがこれから必要になってくるであろうということで整理しております。

最後に、これまで培ってきました歴史や伝統、そういうものを将来につなげていく、そういうものも都市づくりには必要になっていくということで、3つに整理しているところでございます。

その次でございますが、産業振興と雇用促進を実現する施策ということで、4点挙げさせていただきます。

16ページになりますが、地域特性である農業、そういうものを核とした産業や、将来に発展性の高い産業の振興、そういうものを図っていききたい。

また、多様な働き方が選択できる環境整備、そういうものを進めていききたい。

また、大規模な都市圏のエネルギーを活用した取り組みを進めていききたいということで、4点挙げさせていただきます。

まず、地域特性、そういうものを活かした創造的な産業振興を図っていききたい。

2番目に、次代を拓く活力ある産業、そういうものを振興していききたい。

3番目に、商業とか観光・コンベンションとかいうことになりますが、にぎわいと交流、そういうものを促進する産業を振興していききたい。

最後に、ゆとりと多様な働き方の支援を進めていききたいということで整理してございます。

県南の中核都市としてのとし機能を実現する施策でございますが、新市の都市規模に匹敵した都市制度としてございます中核市への移行をベースに、高次都市機能の整備・充実や、広域的な交通体系、そういうものの整備・確立を推進していく。

また、新時代をリードする戦略的な都市づくりとしまして、モデル的な都市づくり、そういうものを進めていききたいということで、3点挙げさせていただきます。

まず、高次都市機能の整備・充実。

2番目に、広域的な交通体系。

3番目に、戦略的な都市づくりということで整理してございます。

また、先ほど申し上げましたように、行財政の経営でございますが、その具体的な整理といたしまして、21世紀にふさわしい地域経営システムの構築というものが求められているという中で3つ、市民と行政の協働による行財政の経営、コンパクトな行財政経営、広域的な行財政経営ということで、それぞれパートナーシップ、それから生産性の高い行財政経営、広域的な視点に立った行財政経営ということで整理しているところでございます。

第4章でございますが、新市における福岡県事業の推進でございますが、これは新市におきまして福岡県事業として取り組んでいただく事業を整理する部分でございますので、今後福岡県と十分協議しながら記述して参りたいと思っております。

第5章でございます。

公共的施設の適正配置と整備ということでございますが、まず最初に、地区別整備の基本方針を踏まえるということから、その実現を図るために必要な総合支所的機能、そういうものの整備に取り組みたい、と押さえているところでございます。

続きまして、住民福祉の向上に配慮しながら、公共施設の適正な配置、それから整備、そういうものを検討していくということで整理しているところでございます。

第6章の財政計画でございますが、これはただいま申し上げました新市建設を実現するための施策に基づいて、色々な事業が展開されることとなりますが、その事業を整理し、また健全な財政運営、そういうものを踏まえて財政計画を作成するというので、今後具体的に記述して参るところでございます。

結論といたしまして、これからの時代を展望するときに、新しい地域のカチを実現し、歴史に新たなページを加える取り組みに勇気をもって歩み出す必要があるとの思いから、新市建設計画を策定しました。住民の皆様が、本計画に描きました新市に共感され、ともに新市実現へ歩み出されることを期待しますということで、これまでの序論、本論を踏まえて、最終的にこういうことでぜひ進めていきたいという期待を最後に整理させていただきたいと思っております。

今後、こういう全体的な骨格に基づきまして、具体的に文章を記述して参ることになりますので、いろいろな視点でこういう部分が足りないとか、こういう部分についてもっと整理して記述するべきであるというご意見等をいただきますと非常に助かりますので、よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして何か委員の皆さんからご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

北野町の谷口委員さん、お願いします。

委員（谷口邦博君） 北野町の谷口ですけど、12ページの県南の中核都市としての都

市機能の分野で、「佐賀県東部」ということが入っておりますけど、それと基本的な考えの中にも「佐賀県東部を含む県南地域をリード」ということで入っておりますけど、まず今この広域合併によって中核市を目指しているわけでありまして、その中でやはり他県を今の段階で入れるものじゃなくてですね、この県南としてのどういう新しいまちづくり、中核都市づくりをするかということが大事じゃないかと思うわけです。その中で、この他県まで含んだ計画よりも、まずこの1市4町の中で県南の中でどう存在をつくるかという方向で行ってほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（江藤守國君） 今のご意見に対しまして事務局何か。

総合調整部会（荒木） ただいま谷口委員の方からご意見をいただきました分につきまして、十分踏まえながら整理させていただくことにしたいと思っております。

一応、佐賀県東部ということで整理させていただきました部分につきましては、現在福岡県の方で取り組んでいらっしゃる福岡県の新世紀プランの「筑後田園都市圏構想」、ここで進められているところでございます。その「筑後田園都市圏構想」等の中におきましても、一応そういう他県ということも含めてと思いますが、いわゆる生活圏といいますが、広域圏というような形の中でそういう整理をしてございますので、そういうものを一定踏まえながら整理させていただいたという部分もございます。

ただ、おっしゃいますように、まず基本的には県南という部分でまず押さえて整理すべきではないかという点につきましては、十分ご意見いただいたところでまた整理させていただきたいと思っております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先に三浦委員の方から手を挙げてありましたので、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦俊明でございます。

いくつか要望なり、疑問点がございますので、後ほどたくさんの議題もあるようでございますので、一つ一つの事務局のご返事は不要でございますので、次回かその次ぐらいに、いわゆる結論が出ると思っておりますので、結論が出るときにまた議論させていただきたいと思っております。

まず、私が疑問に思ったのは、9ページでこの序論のところでも3点ございます。3点の

うちの2つは、いわゆる間違いじゃないかと思うのが2つございまして、1つが要望でございまして。

最初の(はじめに)という文章でございましてけれども、これ6行でなってますけれども、この文章は何を言いたいかといえますと、素直に読みますと、任意協議会の基本構想と今回つくる建設計画との違いを述べてるわけですね、ここは。いわゆる任協時代の基本構想を継承しながらも、であと5行目に一体化と均衡ある発展となってるわけですね。この一体化と均衡ある発展というのは、任協の基本構想にも出てるんですね。

私は、この都市計画のその目的ということで出てますので、目的は何かというと、やはり一体化と均衡ある発展とかそういうことではなくて、もっと久留米広域新市の将来のその目標といえますか、目安といえますか、あるいは道標といえますか、展望といえますか、そういうためにつくるわけですね。だから、一体化と均衡ある発展を目的につくるんじゃないというふうに思います。これがずっと後まで響いております。継承しながらも何々というのが、全文にこれ出てきております。ここは私非常に疑問に思います。

それから次の第1章、これはタイトルが「新市としての合併の必要性」ということで、これも素直に読みますと、ちょっと文法的なことを言って恐縮でございまして、「新市は」というのは主語ですね、新市はの3行目の一番最後に、「広域合併が求められています」とあるわけなんです。新市が新たにまた合併するような文章なんです、これは。

先ほど谷口さんがちらりと佐賀県のことを言われましたけど、そういうニュアンスすら受け取れる文章になっておりまして、これは恐らく作者のミスじゃないかと思っておりますけれども、私はここはちょっと非常に誤解を招くので、むしろもう必要性というのは任協時代に終わってるわけですね。必要だからこそ合併で各市町村が議会にかけて久留米広域で合併しようじゃないかということを決めたわけなんです。で、その具体策というのを今詰めているわけです。したがって、ここは必要性じゃなくて、合併の意義というふうに言った方が、非常に一歩前に進んでるという印象を与えるので、できたら合併の意義だと。

そういう前提で申し上げますと、この第2章の第2節で、本地域の歴史的な一体性を踏まえながらとありますが、ここはよほど素直に読みますと、肌触りのいい言葉でございまして、歴史的な一体性を踏まえながらという言葉をおそらくあまり強調しますと、実はこの4

町はいずれも歴史的な一体感がある郡の中の各町と訣別をして、あるいはその後ろ髪を引かれる思いで、我々は浮羽郡の中の2町を振り切って、あるいは三瀧郡も三井郡もそうだと思いますけども、そういうものを振り切ってきてるわけですね。だからここはそういう思いをその入れた文章で、そういうのを振り切って、なおかつ久留米広域に新たな可能性とか期待を求めていくというところが、私は合併の意義の4町の最も大きな力説してもらいたいところではなからうかと思うわけでございます。

ここはだから、総務省の文章をそのまま持ってくるんじゃなくて、やっぱり実態に応じた、つまり任協時代よりも一歩進んだらえ方をひとつしていただきたいということでございます。

それから本論に入りまして、この10ページから11ページ、12ページですけども、ここでは4点ぐらい要望がございまして、

一つは、この10ページの方に策定の方針と出ておりますが、全体にこの基本計画の中で練り上げたのは、お金をどう使うかと。要するに従来高度成長なり、あるいは補助金なり、地方交付税がたくさん来てたときに、恐らく行政の仕事というのは、それをどう分配するかと、あるいはそのお金をどう国から取ってくるかということに非常にウエイトがあったかと思うんですけども、今後はそうはいかないんじゃないかと。事実、この合併というのは、お金がなくなってきたから合併するわけですね。したがって、合併というのは1つの目的じゃなくて手段だと思うんですけども、合併してその財源はどういうふうに確保していくのかと。つまり合併はなぜ必要かというところをきちんとまず据えておけばですね、財源はどう捻出していくのかと、そういう金のつくり出し方、これは、相手は、国はどんどんなくなっていくわけですから、特に三位一体と言ってますけども、補助金ですか、8割をその税源委譲すると言ってますけども、税率の低いところは、要するに豊かでないところは、8割もらえないわけですね、今度は。たくさん豊かであれば、8割は100%を超える金になるわけなんですね。

したがって、ここで一番大事なことは建設計画ですから、財源をどう補充していくのか、それは新市自身が商売するわけにいきませんから、そういう企業誘致だとか、産業政策だとか、あるいは消費都市だとか、要するに市が潤うような施策をつくらないと税収は増え

ないわけなんです。そういうところが全体に欠如しているというふうに私は思います。これを何とかやらないと、要するに縮小傾向というか、財政的にはそういうふうになっていく可能性があると思いますので、そういう財源の確保策、そういうことで織り込んでいただけないだろうかということが1点目でございます。

それから同じようなことがこの文章読んでいきますと、次の問題は極めてこの文章読んでみますと、肌触りがよくて、いい文章ですけども、住民から反響が出ると言いますが、これはよくなるぞというような目玉が感じられないんですね。例えば、この11ページの第2章の下の方に(1)(2)(3)(4)と出ております。例えば、「地域特性を尊重した都市づくり」とか、「住民を基点とした都市づくり」とかあるんですけども、やはり目玉をつくるような政策、例えば具体的に申し上げますと、これはもう各論の方で出てくるかもわかりませんが、今合併でこの前NHKでも放送してましたけども、地域が非常に不便になるんじゃないかと、あるいは埋没していくんじゃないかという声が非常に強いわけですね。そういう観点から、例えば今コンピュータの時代ですから、例えば出張所ができると思いますが、出張所が10キロ以上離れたところには、そのコンピュータの端末機だとか、あるいはサテライト機構を置くとか、そういうことによって、例えば住民票だとか、印鑑証明なんかはもうそこで、やはりスーパーに置いてもらうとか、農協においてもらうとか、公民館に設置してもらうことによって、そういうところで住民票なんかは取れるとか、そういう施策をいくつか挙げれば非常に住民というのは、安心感も出てくると思うんですね。そういう目玉をつくっていただきたい。

例えば、合併の目的が財政であれば、合併後の市の職員を3年間で3割削減するでもいいわけですが、厳しい面言えば。そういうふうなことを打ち出していかないと、住民は本当についてくるだろうかという感じがいたします。

これは私たち浮羽郡で、宗像市と玄海町の合併のときの目玉は何ですかと言ったら、玄海町は1万人で、宗像は8万人いたんですけども、コミュニティ制度を村々に集落につくるというんですね。これが合併に1万人の玄海町が賛成してくれた理由ですと。この前の2月の県の方の講義のときに出ておりましたけども、そういう目玉をぜひつくっていただきたいというのが2点目でございます。

それから本論の3点目は、要するに新市全体をどういう市にしていこうとしてるのかと。この11ページに人口だとか産業構造とか出ておるんです、この現状が。この現状をどういうふうにしていくのかと。

具体的に言いますと、日本の市は例えば東京とか大阪は消費型なんですね。京都は観光型だとか、あるいは広島とか北九州は産業市と申しますかね、工業地帯と申しますか、そういう町があるわけですね。それで、旧久留米市は例えば消費型にしていて、地方の4町はこれは産業型にしていくとか。例えば新しい工場を誘致するときに、もう久留米市は住宅地と都市でもういっぱいですから、土地の安いところに産業立地はするとか、そういうやっぱり新しい市の全体戦略マップと申しますかね、そういうのをぜひ入れないと、ただ最初に言いましたように、足算方式みたいになってくる可能性が十分にあるんじゃないかなというふうに思います。

それから、長くなって恐縮でございますけども、12ページの第3節の行政経営の整備、ここで(1)(2)(3)とありまして、先ほどと同じ話になりますが、やはり地域の人にはやはりこういうことではなかなか満足しないんじゃないかと、(1)(2)(3)では。やっぱり地域地域にきめ細かい利便性のある行政体制、これを敷かないと、合併に対する反発が4町の方から出てくることは必至でございます。協働による行政とか、コンパクトな行政とか、広域の行政とかじゃなくて、これも大事だと思いますけども、やっぱり隅々まで真心の通った利便性、迅速性のある仕組み、先程はコンピュータと言ったんですけども、そういうものをやっぱりつくっていただきたいというふうに思います。

それから最後でございます。最後は、この文章自身は非常に情緒的でございます。いずれこれは協定化されると思うんですね、協定化されるのであれば、肌触りは少々悪くてもいいんで、やっぱり箇条書き風には書かないと、非常に情緒的なのは協定文にはなじまないと思いますので、できたら簡略化して箇条書き風に、いわゆる各論の方では書いていただけないだろうか。

要望なり色々申し上げましたけども、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

今、三浦委員の方からいろんなご要望なりご意見がございましたので、1項目1項目は

現段階は結構だということです。包括的に今のご意見に対しまして、事務局の方からちょっと一言お願いします。

総合調整部会（荒木） ただいま三浦委員の方から、いろいろな視点から数点にわたりますてご意見をいただいたところでございます。

新市建設計画というものがいろんな意味でその意義とか性格、それぞれでございます。今の時点ではまだ骨格という部分でございますので、これを具体的に作る中でまたいろいろご指摘とか、こういう部分についてはもっとこういうふうにした方がいいのではないかと、というご指導、ご協議をいただければと思っております。まずご意見をいただいたところで具体的に整理させていただきたいと思っております。

三浦委員がおっしゃった部分、一部はこちらの方でもまだこういうところに書くつもりでおりますというところでございます。けれども、一つ一つ挙げますと議論が長くなりますので、総括的には今後具体的にさせていただく中で、またご指導、ご指摘等をいただきたいと思いますと思っているところでございます。

議長（江藤守國君） それでは北野の田中委員さん、先ほど手を挙げておられました。どうぞ。

委員（田中和義君） いくつかもう皆さん出て参りました。

まず、うちの谷口委員さんから出ておりましたことについては、私も同じ思いをしておりましたので、関連部分をちょっと、さわりの部分だけ言わせてもらいますと、9ページの新市建設計画の策定方針の（2）に対象地域とございます。これでもう枠をはめてありますのでね、ちょっとずうっと読みおろしていくと、その辺に県南で佐賀が出てきますと、「おや。」という感じがするんですよ。それで止めておきます。

それからこの文章の中で、戦略・戦術が何度か言葉として踊ってますけど、その辺がね、三浦さんがおっしゃるように、戦略と言ってしまえば何ですか、ちょっと曖昧模糊としたところが何となく耳障りのよさというところで引っ張られて内容がぼやけてくるという部分が1つあります。

これは久留米の新市建設計画のフレームづくりですから、今おっしゃるように、詳細な項目は後でまた出てくるんだろうと思っておりますけども、それだけに私は次の1点がちょっと

引っ掛かるんですね。

特に戦略・戦術と、戦略なんという言葉が出ましたらば、このアクセスの問題としてはいろんな問題があると思いますが、ただ道路という用語が1種類あって、後はほかにも出てきませんが、中核都市で福岡とか熊本とかとを結んでるというようなさわりがあったと思いますけども、1回そういうアクセスがあったら、新幹線が通るやら通らんやらというような話もありますが、それは新市建設計画にそれらを度外視してフレームづくりができないと私は思っておりますので、そういうものがあって少しずつブレークダウンしていきましたらば、こういうことになりますという書き方をやっていただくと、イニシャルでそういうものがあつたら、中にこう入っていきやすいのかなと、私が書くんだつたら、こういう書き方をするかなという感じしてますものですから、その辺をちょっと2点程よろしくお願いをしたいと思います。

議長（江藤守國君） それじゃ事務局から回答をお願いします。

総合調整部会（荒木） まず第1点目の佐賀県東部の部分につきましては、谷口委員に申しましたように、まず対象地域ということで、1市4町が対象地域になっているからということでございますが、当然対象地域は1市4町でございます。その場合に、都市機能としてどういう範囲を対象に、どれだけの都市機能を持たせるようにするかという意味で、これくらいの範囲の地域を対象に、これくらいの都市機能、高いところの都市機能を持つうじゃないかということで書いたつもりでございます。

それから戦略・戦術等につきまして、戦略論につきましては、やっぱりおっしゃいますように具体的にする中で、こういうものはやっぱり重点的に優先度を高くしていく必要性があるよというところまで書き込めれば、明らかになっていくのかなということで書いているところでございます。その場合に、どれだけ出せるかというのは、なかなか難しいかと思えますけれど、今後また十分検討させていただきたいと思っております。それから新幹線の問題等を例に挙げられて、これからの交通体系という中で、道路とかそういうもの、お話になったわけですが、やはり公共交通体系、そういうものが今後は大量性とか定時性とか、環境への優しさ、環境負荷の少なさ、そういうものから重要になってくるであろうし、一方ではやっぱり自動車等のその利便性、そういうものとどう折り合いをつけるかと

いう部分等も出てくるかと思えます。

ただ、非常にいろいろご議論いただきまして、なるべくそういうものを含めながら整理させていただきたいと思うんですが、いかんせん新市の建設計画でございますので、総合計画とは若干異なっております、全部1つ1つの事業まで全部書けるかというのと、なかなかそこは困難なのかなと思っております。申し訳ございませんが、そこら辺を踏まえながらちょっと整理をさせていただきたいと思っておりますのでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（益永エミ子君） 北野の益永でございます。

ただいまご説明がありました後に2、3の方から意見が出ましたようでございますけれども、私はお聞きいたしまして、新市建設計画骨格ですか、大変立派なものできつつあるように思いますけれども、これが机上の空論に終わりませんように、私たちは合併によって女性の立場から考えますと、今までのような生活を維持できるように、そのみ願っておりますので、そういうことを踏まえまして行政の方によろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございます。

今のご意見をしっかり踏まえて今後取り組んでいくということで、お願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、私の質問はですね、序論の、新市建設計画の対象地域についてなんですけれども、合併の方式が決まってない時点で、ここはちょっと聞きにくいんですけども、例えば編入合併の場合の建設は、少なくとも編入する地域における建設の基本方針を示せばよいという事例もありますけども、本協議会では合併の形式は問わずに、新市建設計画というのは、合併市町村全体を対象として策定していく方針だということで確認なんですけども、それでよろしいでしょうか。

議長（江藤守國君） 今のご質問に対しまして答えてください。

事務局（荒木） ただいま平田委員の方からお話ありましたが、そのとおりでございます。そういうふうを考えているところでございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

大分ご意見がございましたので、ただいま出されましたご意見を整理した上でということでございますが、一応原案のとおりご承認いただきまして、ご意見を踏まえまして今後整理をしていくということで承認していただいてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（「要望があります」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（古賀正邦君） 新市の建設計画の骨格については、お聞きしたとおりでございますが、実際にはもうワーキンググループですか、そういうので仕事がずっと進められておりますね。その中で、この骨子の中にあるような、いわゆる継承と、一体化、均衡ある発展、そのバランスがどうも崩れているんじゃないかということを私は危惧している点がございます。

合併の前提で、サービスは高く、負担は軽くということが任意協議会の中で言われておりましたが、私は田主丸で、ごみ問題にかかわっておりますけれども、どうもその田主丸町民には不利益になることが出てきていると。確かに久留米市の場合も、環境問題に対する取り組みは進んでおりますけれども、田主丸の進んだ部分、田主丸の利益になる部分、そういったものがちょっと心配になってきておる。

やはり一貫して継承しながらも、受け継ぎながらというような文言が出てきておりますけれども、一体化、均衡ある発展という名のもとに、継承の部分が失われているんじゃないかというような危惧をしております。そういうことがないようにですね、ワーキンググループの中では取り扱っていただきたいということを含めて、この骨格についての私の要望を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） 田主丸の古賀委員から要望ということでございますので、今のご意見を踏まえて今後取り組んでいくということをお願いしたいと思います。

それでは先程申し上げましたように、出されましたご意見を今後整理するというところでございますけども、一応原案のとおりで承認するというところでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続きまして、協議 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについてを議題といたします。

その前に、合併協定項目の内容並びに今日まで確認して参りました協議の進め方につきまして再度、事務局より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

事務局（田中） 協議の進め方の再確認について説明いたします。

本日は第4回協議会で決定されました協議スケジュールに基づきまして、第6回に資料の提出と説明が予定されております協議 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて、地域審議会の取り扱いについて、町名・字名の取り扱いについて、以上の3項目について順次資料の説明を行い、その資料に関する質疑をお受けいたします。

次に、前回説明を行いました合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、以上4項目のうち、前回協議会で追加資料の要求がございました「合併の方式」及び「合併の期日」については、追加資料の説明と、その質疑をお受けいたします。

次に、新市名称及び新市の事務所の位置につきましては、前回の資料に基づき協議いただきたいと思っております。

また、項目によって追加資料の請求等がございましたら、次回協議会において資料を提出し、説明を行うことといたします。よろしく願いいたします。

議長（江藤守國君） それでは順次、資料の説明を受けたいと存じます。

なお、資料の説明につきましては、それぞれ所管しております部会からの説明となります。

最初は、協議、議会の議員の定数及び任期の取り扱いについてを議題といたします。

議会部会より説明をお願いします。

議会部会（平塚） おはようございます。議会部会を担当いたしております久留米市議会事務局長の平塚と申します。よろしく願いいたします。

まず、20ページをお願いいたします。

協 議

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて、別紙のとおり協議を求める。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

21ページをお願いいたします。

協定項目番号6の議会の議員の定数及び任期の取り扱いについてでございますが、まず調整の方向性といたしまして、特例法に規定されております、議員の定数及び任期に関する特例を適用するかどうか。また、適用する場合、その内容ということで、お願いをいたしたいと考えておるところでございます。

次に、その下でございますが、定数と任期の特例について記載しておりまして、議員の定数につきましては、ご案内のとおり地方自治法第91条の規定に基づきまして、人口を基準に算定されることになっております。合併が行われた場合には、基本的には新市の人口を基準として定数が算定されることとなります。しかしながら、合併という特殊な事情を勘案いたしますと、原則どおりの定数になりがたい場合がございます。

合併特例法では、市町村の自主的な合併を促進するため、激変緩和的な措置といたしまして、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置が認められているということでございます。

その下段でございますが、ここは先進事例を参考にいたしまして、合併協定書の文例について記載をいたしております。

なお、次ページの22ページでございますが、特例についての資料についてでございますが、これは第5回協議会の合併方式のときに説明されている資料と全く同じ資料でございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま部会から説明がありましたけれども、この議会の議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、第4回協議会におきまして、小委員会を設置し付託することが決定され、前回協議会でその構成などについて報告がなされております。

従いまして、ここで議員の定数と任期に関する小委員会を設置するため、小委員会規程第3条に基づき、委員の指名を行わせていただきます。

久留米市の川地東洋男委員、前川 博委員、田主丸町の長淵 勇委員、三浦俊明委員、北野町の深町英俊委員、田中和義委員、城島町の宮田康敏委員、平田 正委員、三潯町の内田 満委員、田中義一委員、以上10名を指名させていただきます。

小委員会の委員の皆さんにお願いいたします。

本協議会終了後、引き続き第1回委員会をこの部屋を出まして向かい側の薫の間で開催させていただきますので、ご出席方よろしくをお願いいたします。

開始時刻につきましては、本協議会終了時に事務局よりご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に、移ります。

協議 地域審議会の取り扱いについてを議題といたします。

この項目についての協議のための資料の説明を受けたいと思います。

なお、地域審議会の説明におきましては、前回第5回協議会での今村委員さんのご要望がございましたので、そのご意見を十分踏まえた上での説明をお願いいたします。

総合調整部会より説明をお願いします。

総合調整部会（荒木） それではご説明申し上げます。

協 議

地域審議会の取り扱いについて

地域審議会の取り扱いについて、別紙のとおり協議を求める。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

お手元資料の24ページからでございます。

協定項目10番、協定項目名 地域審議会の取り扱い

調整の方向性でございますが、地域審議会設置の必要性についてご審議、調整いただきたいということでございます。

合併協定書の文例といたしまして、先進事例を参考につけていただいております。

地域審議会の概要につきまして、お手元資料、25ページから29ページにわたりにまして資料をつけておりますので、その資料に基づきましてご説明申し上げます。

もう十分、地域審議会については委員の皆様方にはご存じかと思いますが、地域審議会の制度の趣旨でございますが、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという懸念のもとに、平成11年7月の合併特例法の改正によりまして、よりきめ細かに住民の意向を反映していく方法の1つといたしまして、地域審議会の制度が設けられたものでございます。

地域審議会の設置につきましては、それぞれ地域の事情に応じて判断されまして、すべての合併市町村において設置しなければならないものではございません。

また、地域審議会を設置することになった市町村におきましても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないというものでございませぬ。

3番目に、地域審議会といたしまして、そうしたらどのような任務があるかということで、二重丸で大きく2つに分けさせていただいております。

まず1番目が、合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べるということでございます。例えば、市町村建設計画の変更とか、以下4点ぐらい具体的な事例を整理させていただいているところでございます。

またそのほかに、必要に応じまして合併市町村の長に意見を述べるということで、市町村建設計画の執行状況とか、そういうものに対して意見を述べるということもできるということで整理しているところでございます。

次に、地域審議会の設置期間でございますが、設置期間は市町村建設計画の計画期間、およそ5ないし10年を目安とするというのが適当であるとされております。

26ページでございます。

5番目に、設置の手續ということで、ここで というところで順番に整理しておりますが、この中で特に重要なのは、合併関係市町村の議会の議決が必要になるということでございます。

こういう地域審議会でございますが、それはどういう法令に基づいておるのかということで、参考といたしまして関係法令、その部分のみを抜粋させていただいておりますのが

次ページでございます。

まず、先程申し上げました11年の7月に改正されたわけでございますが、その合併特例法の地域審議会の条項が第5条の4でございます。

それからその合併審議会の性格、また機能でございますが、そういうものにつきましては、地方自治法138条の4、いわゆる附属機関というものでございます。

続きまして28と29ページでございますが、28ページに、平成11年の7月、合併特例法の改正のあったときでございますが、それ以降の具体的に合併がされている都市を対象に、地域審議会が設置されたか設置されていないかということで整理してございます。

お手元の資料、ナンバーを書いておりますように、6件は地域審議会が設置されております。そして下にありますように、18件が設置をされていないという状況でございます。

設置されているところにつきまして大きく2区分に分けております。新設合併をされているところが4つ、また編入合併をされているところが2つ、それぞれこういうふうに設置されているということで、設置の有無のところに書いているところでございます。

また、新設合併、編入合併で設置しないところにつきましても、大きく下の方で分けさせていただきます。

そうしたら、この設置されている、地域審議会を設置されているところは、どのような設置をされているのかということで、横で整理したものが、それぞれの周南から大船渡に至るまで、設置されている自治体名を挙げさせていただいているところでございますが、その中で例えばどういう組織があるかというのは、真中あたりに組織といたしまして、定員数、また選出区分、そういうものが設けられているところでございます。

これを見ていただきますと、大体どのような地域審議会になるのかなというイメージがお沸きいただけるのではないだろうかと思ひまして、資料として添付したところでございます。

以上簡単ですが、地域審議会につきましてご協議いただくにあたりましてのご説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま総合調整部会の方から資料の説明がございました、委員の皆さんからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。

なお、設置するという方向となりました場合、この組織運営につきましては、所管部会などで素案を検討いたしまして、幹事会を経て当協議会に案を提出するということとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございましょうか。

ないようでございしますので、それではただいまの資料をもとにいたしまして、次回第7回の協議会で協議するということとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ちょっといかがでしょうか、今協議事項の4までまいりました。あと5・6・7・8・9、5項目ありますが、ここでちょっと5分程度休憩をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは11時25分から再開いたしますので、お願ひいたします。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時28分 再開)

議長(江藤守國君) それでは再開をいたします。

次の協議、町名・字名の取り扱いについてを議題といたします。

この項目についての協議のための資料の説明を受けたいと思ひます。

なお、町名・字名の取り扱いについての説明におきましては、前回第5回協議会での北野町の田中委員さんのご要望がございましたので、そのご意見を十分踏まえた上での説明をお願ひいたします。

総務部会より説明をお願ひします。

総務部会(中園) 総務部会の中園です。

議案の30ページをお開きください。

協 議

町名・字名の取り扱いについて

町名・字名の取り扱いについて、別紙のとおり協議を求めます。

平成15年7月8日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

まず、説明をいたします前に、資料の内容を確認したいと思います。

31ページから34ページまでが説明資料になっております。

35ページから45ページまでは参考資料として添付をしておりますので、よろしく
願います。

それでは説明に入りたいと思います。

31ページをお願いいたします。

協定項目番号 18番、協定項目名、町名・字名の取り扱い。

調整の方向性。まず2点ございまして、町・字の区域を変更するかどうか。2点目、
町・字の名称を変更するかどうか。また、変更する場合、その形態についてどうするか、
これについてご協議をいただきたいということで整理をさせていただいております。

また下の方には、市町村合併の際にそういった町・字の区域を変更したり、名称を変更
した場合には法の手続が要りますということについて記載をさせていただいております。

また、町・字の区域や名称については、地域の歴史的・文化的な意義を有するものが多
く、住民にとってもなじみ深いものがありますので、合併しても従来どおり存続させるケ
ースが多く見られるということで記載をさせていただいております。

次に、合併協定書、これにつきましては、先行事例を参考として記載をさせていただい
ております。

次に、説明資料32ページをお開きください。

まず、町名・字名について、概要について簡単にご説明をしたいと思います。

まず、町という言葉には2つの意味がございます。1つは、現在の田主丸町や北野町、
城島町、三瀧町といった普通地方公共団体としての町の意味。その2点目が、現在の久留
米市の城南町や大善寺町、大橋一丁目、善導寺町飯田などの市町村の区域内の一定の区域
を指して町という呼ぶ場合の意味がございます。

今回の協議で扱う町名というのは、後者の自治体内の一区域としての町ということにな
ります。また字とは、市町村内の区域内の一定の区域を指します。市町村内の区域の一定

の区域を呼ぶときに、町と字のどちらを用いなければならないという明確な定義や違いはございません。

下の表を、現状というところの表を見ていただきたいと思います。

現在、久留米市は市内のそれぞれの区域を町としておりまして、また田主丸町、北野町、城島町、三瀬町においては、町内のそれぞれの区域を字として現在取り扱っておられます。

合併後、新市において今現在、町や字としている区域、及び名称についてどのように取り扱うかということをご協議をしていただきたいと思いますというふうに考えております。それは35ページを見ていただくと資料としてつけておりますけれども、アイウエオ順に1市4町の分を整理をさせていただいております。これの名称と、この区域をどうするのかということが協議の対象になるということでございます。

また戻りまして、33ページをお願いいたします。

「町名・字名の取り扱いに関する事」ということで、まず1点目が、町・字の区域については、変更するのかもしれないのか。名称については、現在使っている名称を変更するのかもしれないのか。変更する場合はどのような名称にするかということが、協議の内容となるということをご先程申しましたけれども、その中でまず区域についてでございます。

市町村合併に伴いまして、これを機に町・字の区域を変更するという事も可能であります。しかし、町・字の区域を変更するという事は、区域の設定とか地番の整理などの調整作業にかなりの労力が必要になり、合併時の調整は困難であると思われまます。

また、既に合併しておられます自治体における合併時の区域の変更の事例は見られないということでございます。

次に名称でございますけれども、町名や字名はこれまでの歴史があり、住民生活に非常に密着しており、住民にとってなじみの深いものでございます。そのために、合併後どのような名称になるかということは、住民の関心が非常に高い事項であるため、十分な協議が必要になるというふうに考えております。

また、名称を検討する場合に、重複する名称や紛らわしい名称がある場合は、調整を図ることが必要でございますが、本協議会の構成自治体におきましては、現行の名称の中に重複はございません。

次に、区域や名称を変更するとなった場合の手続について簡単にご説明を申し上げます。

ページの34ページをごらんください。地方自治法の第260条の本文を掲げております。その中に、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならないということになっております。

そこで合併の変更手続といたしまして、また前ページに戻っていただきたいと思いますが、33ページの合併の日に、新市長職務執行者、編入合併の場合は市長になりますけれども、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行いまして、同日で知事に届け出を行う専決処分という方法になります。

また、県知事の方にはあらかじめ同日付で告示してもらうように、事前に協議をしておいて、同日に公布という形をとられるというのが一般的でございます。

また、議会に関しましては、後日、新市の議会において専決処分に対する承認をいただくという形になります。

次に、34ページにつきましては、先程説明しましたように、根拠法令であります地方自治法の260条の条文と、変更なしの場合と、区域や名称を変更する場合、手続を必要とするのかしないのかということを示しております。

以上が議案の説明になります。

次に、次回の協議会以降に実際に協議をしていただくために参考資料の説明を簡単にしたいと思います。

まず、35ページをお願いします。

現行の町名・字名は、久留米市が148区域、田主丸町が23、北野町が21、城島町が19、三瀬町が11、この区域をどうするのか、この名称をどうするのかということになるということは先程説明いたしましたけれども、この表の中で全部網羅しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、36ページから40ページまでが、各自治体の名称がどのような経過をたどってきたかということを中心に整理をした資料でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

これにつきましては、前回第5回協議会において合併の方式に関する資料として、田中

委員からご要望がありました合併方式によって、町名・字名の取り扱いがどのようになるのか、わかる資料の提示をという趣旨を踏まえまして、先進地事例と久留米広域におけるパターン例を表示している分でございます。

まず、先進地事例といたしまして、41ページにございますものをご参照ください。41ページと42ページでございます。

東かがわ市や呉市、また34ページに書いております旧下蒲刈町区域のように、旧自治体名をつけない場合や、大船渡市の旧三陸町区域や、静岡市の旧清水市区域のように、旧自治体の区域がわかる名称に変更している場合など、町名・字名の取り決め方はそれぞれございまして、統一した見解というのはいりません。

また、町名・字名は住民生活に深く関わっている事例でございますので、新設合併になったから、編入合併になったからということで、名称が全く別のものになったり、なくなってしまうことはあまり想定されないというふうに思われます。

また、合併の方式いかにかわらず、先程ご説明いたしました内容を踏まえ、この協議会の場において皆様よりご協議をいただくということになると思っております。

次に、43ページをお願いいたします。

久留米広域合併による合併名称のパターン例を例示しております。現在、名称を変更しない場合として、北野町を例にとりますと、三井郡北野町大字中3298番地2は、何々市大字中3298番地2のようになります。1市4町内は同一の名称はありませんので、現行どおりとすることも可能でございます。

なお、大字の表記まで含めて字の名称とみなされるので、変更しない場合は大字という表記も残ります。名称を変更する場合は、住民の生活に支障をきたさないように配慮をする必要があるというふうに考えております。

また考慮する観点の例として、次のようなことが挙げられるというふうに考えます。まず、大字の表記を削除するかどうか。旧自治体名、田主丸町、北野町、城島町、三瀧町を付すかどうか。旧自治体の区域が特定できるような名称にするかどうかということが考えられるというふうに思っております。

なお、次ページに、44ページにございますけれども、パターン例として3例ほど挙げて

おりますが、これ以外にもいろいろなパターンが可能でございます。この3例は、あくまでも1例として挙げさせていただいたものでございます。

次に、ページの45ページをお願いいたします。

この町名・字名の取り扱いの協議の流れについて簡単にご説明いたします。

まず、第6回協議会、本日でございますけども、町名・字名の取り扱いの資料の説明。次回、第7回協議会の中で方向性の調整、区域の変更をするのか、しないのか。する場合は、どのような形で調整をするのか。また、名称の変更をしない、また、する。する場合はどういった形態にするのかということで、皆さんにご協議をしていただきまして、その意見をもとに、事務局として案を作成し、また協議会の方に提出をしていただくと、このような流れになるというふうに考えております。

以上で、説明を終わりたいと思います。

議長（江藤守國君） ただいま総務部会から資料の説明がございました。

資料の内容につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。

33ページ、この一番上に「町・字の区域について」ということで、この結論はあまりやりたくないわというような印象を受けるわけでございますが、私はこれはぜひやってほしいと。

具体的に申し上げますと、田主丸の場合は、例えば旧田主丸町というのがあるわけです。これが田主丸町大字田主丸なっておりますと思います。この大字田主丸の次は番地なんですね。この大字田主丸には、住民が6,300名、戸数で1,500から1,600、区長が27人いるわけなんです。こうなりますと、電話帳に出ているので住所と場所を探そうというのは、とてもできないわけなんですね。したがって、行政はどうしてるかといいますと、その大字の次は小字というんですかね、大字田主丸に27の区域があると言ったんですが、その27の区域で行政はしてるわけなんです。祇園町であるとか、中町であるとか、栄町であるとかですね、これは非常にわかりやすいわけです。特定地域と言いますか。したが

って、こういうことはぜひそんな大きな仕事じゃありませんし、これは何かやりたくないわという印象非常に受けるわけですけども、ぜひこれやっぱり合併のチャンスにですね、合併というのは目的じゃなくてチャンスだと私は思うんですけども、こういうときにやらないと、永久にできないと思うわけでございます。それですからぜひ、こういう表現じゃなくて、可能な限りやるというくらいの方針を出していただければと思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） 今のご意見に対しまして、事務局からお願いします。

総務部会（中園） 今日ここに出しております資料は、一般的に合併時の調整というのは、こういった事務処理等がありまして、期間等があって非常に困難ですということを書かせていただいているだけでございまして、あくまでも町名、字名の協議につきましては、この協議会の中で協議していただき、決定されるものでございますので、これについては皆様方で十分ご協議をしていただいて、結論を出していただきたいというふうに思います。

議長（江藤守國君） ほかにございませんでしょうか。

それではただいま説明されました資料をもとに、次回第7回協議会で協議をするということにさせていただきたいと思います。

次に移ります。

協議 合併の方式についてを議題といたします。

この項目についての協議のための追加資料の説明を受けたいと思います。

前回第5回の協議会におきまして、岩辺委員、田中委員、三浦委員より、合併の方式に関する追加資料の要望がございました。

具体的には、江津市・桜江町の地域振興基金（いわゆる合併市町村振興基金）についてと、それから事務量及び経費について、それから新市としての一体的な都市づくりについて、そして最近の市町村合併の事例、それから住民の視点での合併の方式について、以上5点の資料のご要請がございました。

今申し上げました順番で、資料ごとの説明を1件ずつ受けまして、それぞれ質疑をお願いしたいと思います。

それでは最初に、岩辺委員より要望がございました合併市町村振興基金について、事務

局より説明をお願いします。

事務局（池松） 事務局調整班の池松でございます。

資料４６ページの「合併市町村振興基金について」をお願いいたします。

第５回協議会におきまして、久留米市の岩辺委員よりご案内がありました、島根県の江津市・桜江町の地域振興基金の協議につきまして、当該協議会に確認をいたしましたところ、合併に伴う財政支援措置のうち、合併特例債を活用して基金を積み立てます「合併市町村振興基金」であることが確認できましたので、その概要について資料を提出するものでございます。

１つ目に、合併市町村振興基金とは、合併市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金のことを言います。

なお、この基金の積み立てに要する経費については、「合併特例債」をその財源とすることができます。

２番目に、基金積み立ての規模といたしましては、表のとおり標準的な規模を目安にして積み立てを行いますが、上限が４０億円とされております。

また、積み立てられた基金につきましては、積立金の利子を活用する果実運用型となっております。対象となる事業は、新市の一体感を図るイベント等の開催や、旧市町単位の地域振興を図るものとして、伝統文化の伝承等に関する事業に活用されることとなります。

最後に、この基金の積み立ては、合併に伴う財政支援措置の一つでありますので、参考として１市４町での財政支援措置額をお示しいたしております。１市４町での財政支援措置額は総額で６２２億７，０００万円ほどになりますが、このうちの合併特例債対象事業費５６３億４，０００万円の中に、この基金分４０億円が含まれております。仮に４０億円の基金を積み立てる場合には、その９５％、３８億円の合併特例債を借り入れて基金積み立ての財源とすることができます。ただし、３８億円はあくまでも借金でありますので、何年かに分けて返済してまいります。その７０％、２６億６，０００万円ほどが後年度に交付税として配分されることとなります。説明は以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から追加資料の説明がありましたので、資料の内

容につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

この件については、よろしゅうございましょうか。いかがでしょうか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、次の資料説明に移ります。

同じく岩辺委員から要望がありました、合併の方式による事務量及び経費について、事務局より説明をお願いします。

事務局（池松） 資料の４７ページをごらんいただきたいと思います。

合併の方式の違いにより、その費用についてでございます。

先例の自治体に確認を行ってきたわけでございますけども、合併の規模、例えば関係自治体数や人口などがそれぞれでございますので、比較するのが非常に困難でございます。

そのような中で、事務量や経費について一定想定できますものをまとめているものでございます。

まず、事務量の面でございます。

新市の予算編成については、新設合併の場合は、予算を調製する首長が不在となりますので、合併年度の平成１６年度の予算につきましては、市長職務執行者におきまして新市発足後の必要最小限度の経費の支出を可能とするための暫定予算を作成し、新市長選挙後に１６年度本予算の調製を行うこととなります。

また、平成１７年度予算につきましては、新市長が選出されましても、新年度予算を調製する時間がございませんので、一定期間は暫定予算になるものと想定され、その後に１７年度本予算の作成を行わなければならないと、非常にこの予算の調製につきましては時間と労力が必要になるかと想定されます。また、暫定予算となりますので、住民生活への影響も懸念をされるところでございます。

編入合併の場合は、編入する市・町は存続することになりますので、予算編成に際しての影響は少ないのではないかと考えます。

次に、首長選挙でございますが、新設合併の場合は、合併後５０日以内に新市長の選挙を行うこととなります。そのため、合併後の短期間でこの選挙準備が必要になるかと考えております。

また、条例・規則等の制定では、新設合併の場合は、原則としてすべて失効することに

なりますので、すべての条例・規則を新たに制定することになります。編入合併と比較すると、事務量に差が出るのではないかと思います。

次に、主な経費でございますが、合併経費につきましては、システムの統合や備品の整備など必要になるわけでございますが、ここでは方式により違いがあると想定できますものを記載いたしております。

まず、新市長の選挙費用といたしまして、おおむね7,800万円程度が見込まれます。これは久留米市長選挙費用をもとに概算で算出したものでございます。

条例等の作成費用でございますが、久留米広域の場合は現在、事務事業の調整の段階であり、見積りを出すことは困難でございますので、協議会で委員が言われました江津市・桜江町の合併協議会に確認をいたしましたところ、新設合併の場合で600万円、編入合併の場合で250万円という見積りが出ているようでございます。

また、その他といたしまして、新設合併で新市の名称の変更がございますと、各種印刷物や各学校、公共施設の看板や案内板の変更など、1市4町分すべてが対象となり、相当の経費が必要と見込まれます。

編入合併では、編入される市・町の変更経費は必要となりますが、編入する市や町の変更は不要となりますので、新設合併の方が総じて費用がかさむのではないかと想定いたしております。

以上、冒頭にも申し上げましたように、合併の規模や人口、またはやり方などによりまして金額の差が生じることになり、具体的な数値比較が難しい点がございますので、1つの参考としてご覧いただければと考えております。以上です。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から追加資料の説明がありましたが、この内容につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次の資料説明に移ります。

北野町の田中委員よりご要望がございました、新市としての一体的な都市づくりについて、また新市建設にあたっての施策・事業整理について基本的考え方を事務局より説明をお願いします。

総合調整部会（荒木） それではお手元資料に基づきましてご説明させていただきます。
お手元資料48ページでございます。

新市としての一体的な都市づくりにつきまして整理したものでございます。

これは先程ご説明申し上げましたように、骨格案に基づきまして、その中身を整理したものでございまして、基本的な考えといたしまして、歴史性・地域性の尊重、また将来に向けての多様性の確保、また合併を活かす都市づくりということで、基本的には整理しているということでございます。

具体的な取り組みといたしまして、上記の基本的な考え方をもとに、新市建設の基本理念といたしまして、地域特性を尊重した都市づくり、さらには合併効果を活かした都市づくりというものを基本理念として掲げたい。また、新市の目指す都市像として、基本的な考え方のみ記述をしていきたいということでございます。

また、地区整備の基本方針といたしまして、新市におきまして地区別整備に取り組むということを中心にし、その具体的な地区像、また地区像実現のための取り組みについて整理するというところでしております。

今後の対応につきましては、以上のことを踏まえて今後、具体的に整理していくということでおるところでございます。

また、本日追加ということで資料を配布させていただいております。お手元の方に配布させていただいております「新市建設にあたっての施策・事業整理について（基本的考え方）」ということにつきまして、あわせてご説明させていただきたいと思っております。

基本認識でございますが、それぞれ各市・町におきまして現在総合計画に基づき進められております施策・事業、当然それは総合計画に掲げる、目指す姿を実現するためのものがございます。そういう意味では、新市建設計画においても同様に、新市建設を実現するための施策・事業というものが対象になろうかと思っております。

そういう基本認識を踏まえ、基本方針といたしまして次の3点、まず第1番目に、久留米広域合併協議会としての合併効果の実現を図る施策・事業とする。

それから2番目に、久留米広域合併任意協議会において策定されました「新市まちづくり構想」、それを基本構想として継承する。

3番目に、各市・町の総合計画の基本的考え方を受け継ぐと。この3つを基本方針として確認しております。

また、その基本方針に基づきまして、具体的な整理の方向ということでございますが、3点、まず第1番目に、新市建設に必要な施策・事業といたしまして、一体的な都市づくりを早期に実現するために、4町におきます施策・事業化、それを優先して整備する。

2番目に、そのことを踏まえながら、4町の一体的都市整備に必要な施策・事業の実効性・機能性の確保、その視点から、久留米市における施策・事業は、4町の都市づくりに必要な施策・事業とする。

3番目に、新市建設にあたっては、健全な財政確保を図る。

そして、それぞれの基本認識、基本方針、具体的な整理の方向に基づきまして、今後対応を進めていくということで、そういうことを基本に取り組むということにしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から追加資料、今日配布をされました追加資料を含めまして説明がございました。

内容につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

田中委員さん、いかがでございますか。

どうぞ。

委員（田中和義君） ありません。ありがとうございました。

議長（江藤守國君） ああ、そうですか。

何かございませんでしょうか。

かなり一步踏み込んだ具体的な整理の方向性で記述をされているようでございますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次の資料説明に移ります。

三浦委員より要望がありました最近の市町村合併の事例について、事務局より説明をお願いします。

事務局（池松） 調整班の池松でございます。

第5回協議会で合併の方式の説明の際、最近の市町村合併の事例として、合併協議中の事例を含めた他の地域の資料を提出していただきたいとのごことでございました。

本日の資料49ページをご覧いただきたいと思います。

この資料は、前回の法定協議会に提出いたしました資料でございます。前回協議会へ提出いたしました資料の考え方といたしましては、平成11年に合併特例債の創設や地域審議会制度の創設などを内容とする特例法の大幅な改正が行われております。よって、その以降に合併がなされた事例ということで、提出をいたしております。

50ページをご覧いただきたいと思います。

最近の市町村合併の事例を、インターネットの総務省合併相談コーナーより、昭和60年度から平成12年12月末までの合併の状況を調査し、整理をいたしております。

さらに51ページに、合併済み、または合併予定であります市町村の合併の状況を調査いたしました。任意協議会、法定協議会に限らず、全国で約8割の自治体で合併協議が行われているわけですが、ここに掲載いたしました16の自治体につきましては、合併協定書の調印が行われている自治体をすべて掲載いたしております。以上です。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から追加資料の説明がありましたが、資料内容につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

ないようでございますので、次の資料説明に移らせていただきます。

前回三浦委員からご要望がございました、「住民の視点に立った合併の方式の違いによる説明資料」についてでございますが、この資料につきましては、要望されました三浦委員がご自分で資料を作成されているということでございまして、幹事会での協議の結果、今日の協議会でお諮りいたしまして、ご了解のもと、三浦委員さんの作成の資料を配布いたしまして、説明していただいたらいいのではないかとというふうに幹事会ではなったということでございます。

そこで、皆さんにお諮りいたします。

三浦委員さんが作成されました資料をここで配布するとともに、三浦委員さん自ら説明をしていただくということによろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは委員の皆さんのご了解をいただきましたので、事務局に配布をさせます。

〔資料配布〕

議長（江藤守國君） それでは恐れ入りますが、三浦委員さん、ご説明をお願いいたします。

委員（三浦俊明君） 実は前回、私の方から住民の立場に立った合併意識といいますか、合併の認識、こういうものを示した方がいいんじゃないかということで要望を出したわけでございますけども、その後、事務局の方から具体的にどういうことを考えているのかという問い合わせがございましたので、じゃもう私が書きましようということで出した資料でございます。

この資料の目的といいますか、なぜこういうのをつくったかといいますと、合併方式について、やはり我々協議会の委員にしても、あるいは一般住民にしても、合併方式という概念の意味合いを共通の認識に立って、あるいはどういう範囲を合併方式に含めるのかという認識を持っていないと、非常にまちまちの議論になっていく可能性があるというのが1つでございます。

それから2つ目には、合併方式については去年の任協時代から、新聞記事だとか、あるいは会長のご発言なんかで非常に反応が大きいものがあったわけですね。それでやはりこの取り扱いは非常に慎重を期さないと、あるいは丁寧にやらないと、合併の枠組みそのものにも影響をしかねないので、きちんとした理解と、それからやっぱり編入にしても新設にしても、両方が理解できるような案に持っていけないと大変なことになりはしないかと、そういう意味でこの資料を書いてみたわけでございます。

タイトルのこの「合併方式の2分割検討」で、ちょっと荒々しい表現でございますけども、要するに合併の方式というのは、我々が一般に持っています概念を因数分解といいますかね、分けて、よく理解できないかというご提案でございます。

この定義上の根拠で、まず2分割検討の法的根拠といいますのは、この編入合併と新設合併というのは簡単に書くとかいうことございまして、大事なのは、すぐ下の四角の中でございますが、まず違いはどこにあるかと言いますと、この というのが非常に素直

な、皆さんも私も、これが本当の合併の2つの違いじゃなからうかと思うのが、こういう理解じゃなからうか。つまり素直な解釈と書いていますけども、それはどういうことかといいますと、編入合併というのは、例えば久留米市に編入合併というときには、久留米市の制度や仕組みを基本的には変えないと。変えなくて、あとの4町が久留米市の制度や仕組みに組み込まれていく方式と、これがやっぱり編入合併の基本型ではなからうか、あるいは基本的な理解ではなからうか。新設合併というのは、ご存じのとおり、新たな視点から制度や仕組みを再構築する、作り直すという方式だろうと。

これは私は素直な合併の解釈だろうと思うんですが、実は法律はこの以下4点を暗に言っているわけです。1つは、こういう条件をした場合は編入合併とか、こういう内容であれば新設合併と、こういうふうにしるとは言ってないわけなんです。むしろ逆に、編入と、あるいは新設と決めたら、その形式をとれば、そのときの取り扱いはこのようにしなければならぬ、こういう決め方なんです。しかも、こういうふうにしなればいけないと決めているのがこのウ．でございます。非常に限定的なことしか決めてないわけなんです。例えば、市長の任期だとか、議員さんの任期だとか、定数だとか、そういうことだけが制約条件でございます。エ．にございますように、この限定項目以外のことについては、その合併方式にかかわらず、もうこの協議会なり議会で任意にその取り扱いを決めることができると、これが私はこの法律の解釈の正しい解釈と。だから我々の認識と、ここに乖離がありはしないかというのが、このポイントでございます。

我々は編入合併というのは、久留米の制度に全部組み込まれていくという認識だけでも、どうも法律上はそうじゃなさそうだとするところを1つ踏み込んだわけでございます。

それを具体的に2で書いておられますと、両方書いておられますが、要するに合併にあたって取り決め事項と四角の上に矢印で引っ張ってありますが、たくさんあるわけなんです。

先程素直な解釈と言ったのは、この全体をどうするのかというときに、吸収合併であれば編入と、対等合併であれば、この解釈の新設と、こういうふうに理解するわけですが、先程言いましたように、法律上は取り扱いが決まってる事項はこの左の方の　　、要するに正式には合併の方式の問題。右の方が、その最後に言いました合併方式にかかわらず任意に決めることができる事項で、これは新市の建設計画とか合併調整事項と、ここに書

いてるとおりでございます。

そのうちの と は、ほとんど任意協議会に方針は出てるわけでございます。あと
が今から決めなきゃいけないということだろうと思います。つまり右の方は、合併の条
件の関係。これまでの扱いは、この表の下にございますように、任協時代の検討経緯は、
この右の方は を中心に、もう対等合併という方向で検討してきたことはご承知のと
おりでございます。左の方のこのいわゆる3点だけが、法定協で決めましょうということが
決まったわけでございます。

一方で、住民の関心はどうかといいますと、住民の関心は両方にあると思いますけども、
やはりこの前からいろんな発言がございましたように、久留米市に埋没しやすいかとか、
あるいは寂れていくんではないかというのは、この右の方の問題、つまり合併の条件問題、
これが編入、久留米市に編入されるのであれば、非常にこれは大変だという認識で、左の
方は住民の関心もありますが、どちらかという政治の世界の問題でもありますし、移行
時の問題なんですね、これは。移行時の2、3年間の問題が中心でございます。言うなら
ば、法人格の発生状況だけ違いますけども、 も も2、3年だけの問題でございます。
あるいは政治の問題として、期間限定の問題であります。

そういうことを含めて、裏の方をちょっと見ていただきたいんですけども、いわゆる新
久留米方式と書いておりますけども、右の方はさっき言いました合併方式にかかわらず任
意取り組みができること、これは検討経緯から対等合併を指向しているという事実関係。
問題は、左の方が、いわゆる編入と新設と、こういう理解で議論をした方がいいんじやな
かろうか。皆さんそういう整理されてる方も多いと思いますけども、その組み合わせ、つ
まり合併の方式は編入合併で、合併の条件は対等合併、あるいは合併の方式は新設合併で、
合併の条件は対等合併、こういうふうに因数分解すれば、議論の整理も割とできやすいし、
住民とか議員さん方に対する影響、そういう影響も理解できやせんかということで整理し
たわけでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

三浦委員さん自ら立派な資料をつくっていただいております。

今ご説明がありました資料につきまして、委員さん方からのご質問、ご意見がございま

したらお願いいたします。

いかがでしょうか。

ないようでございますので、それでは以上5点の合併の方式に関する追加資料の説明を終わります。

この合併の方式に関しまして本日の追加資料のほかに、さらに何か追加資料が必要という方はございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これで資料の件については終わらせていただきます。

この合併の方式の項目につきましては、先日の幹事会でいろいろ意見もあったようでございますが、大変重要な問題でございますので、前回第5回協議会で委員の皆さんのご了解をいただいておりますように、今回、今日は資料説明までとさせていただきます、前回の資料と本日の追加資料について十分委員の皆さんのご理解を深めていただいた上で、改めて次回協議会から実質協議を始めさせていただきたいというふうに思っております。そしてできるだけ早く次回の協議会、第7回協議会をセットいたしまして協議に入りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「賛成」「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。ではそういう方向でさせていただきたいというふうに思います。

次に、協議、合併の期日についてを議題といたします。

この項目につきましては、前回協議会で調整の方向性として、期日まで決定することとし、それが決定できるような追加資料、期日決定のポイントによる分析の資料の要望がございましたので、追加資料の説明を受けたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局（池松） 合併の期日について、前回資料として説明いたしました期日決定の5つのポイントをもとに、主なものを整理し、期日の絞り込みを行っておりますので、その点につきまして説明をいたします。

資料の52ページをお願いいたします。

資料につきましては、考慮すべき点と、それに伴いまして想定されます期間をその右の欄に記載してのものです。

まず、住民生活への影響面といたしまして2点でございますが、1つが、3月下旬は転出入の時期と重なりますので、窓口業務の混乱が想定される点。2つ目に、2月16日からは確定申告が始まりますので、住所の記載など混乱が予想されることなどでございます。

2項目目の事務事業や公的行事との関係といたしましては、平成17年で見ますと、1月の連休は8日から10日でございます。例年この連休は、成人式や出初め式などの行事が行われているようでございます。

3項目目の協議会の進捗状況につきましては、本協議会での確認内容でございます。特例法期限の3月末までの合併を目指すという確認がなされております。現在、この確認内容に従って、各事務事業の調整スケジュールを立て、精力的に協議しているところでございます。

4項目目の首長・議会議員の任期につきましては、北野町長の任期が平成17年2月8日までとなっております。2月10日以降となれば、9日が首長空白の日となりますので、北野町では町長選挙が必要となります。

5項目目の事務処理や引き継ぎの利便性といたしまして、4点整理をいたしております。

まず、電算システムの統合関係の面でございますが、年末年始の休暇中に住民記録や税などの基幹系システムの統合を行い、その後の1カ月間は、新システムへのデータ取り込みやテストの期間として必要であること。

2つ目に、曜日の観点からは、システム試験日の確保、またシステム移行における万一のトラブルへの対応期間の確保から、連休の初日になります土曜日が最適であることなどでございます。

3つ目に、1月1日でございますが、新年からということになりますと、住民税や固定資産税の賦課日でございますので、避けるべきであろうかと考えます。

4点目に、3月末は収入や支払い業務が最も多い月であります。また、基金の切りかえ等の事務もあり、避けるべきではないかと考えております。

以上の分析をもとに、避けた方がよいと思われる期間を除いていきますと、事務局の案

といたしましては、平成17年の1月29日、または同じく2月5日の土曜日が望ましいとするものでございます。

なお、次の53ページが、この分析結果を日付で整理したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から追加資料の説明がございました。

前回の協議会で三浦委員からご要請がありました期日決定の5点のポイントによる分析結果から、事務局の案といたしましては、平成17年1月29日、もしくは2月5日が望ましいのではないかという説明がございました。

資料の内容など、この点につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。（「なし」「ございません」と呼ぶ者あり）

ご意見、ご質問がないということでございますが、それではお諮りをしたいと思えます。もうポイントはそれこそ絞られているということでございます。望ましい期日が提示されております。

本日合併の期日を実質協議に入らせていただくということではいかがでございましょうか。この2日のうちどちらかという選択肢が示されているわけでございますが、決められるものは決めていくということで、いかがでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではただいまから協議をさせていただきますが、それではこの両日のうちどちらかということになるわけですが、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうなんですか、事務局としては1週間でも作業の日があった方がいいということじゃないんですかね。事務局としてのベストな案をまず言っていただいたらどうですか。

事務局（村上） 先程説明がありましたように、今このポイントの中で2点今ご提案させていただいているところでございますが、今お話がありましたように、事務局としましては、できるだけこの間の事務を円滑にするという視点から見れば、できるだけお時間をいただければと思いますので、どちらかということでお話しさせていただきますなら、2月5日の方が私共としては事務処理上は助かるというふうに思っておるところでございます。

議長（江藤守國君） 事務局としては2月5日というのが望ましいということですが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

合併の期日につきましては、平成17年2月5日（土曜日）とするということで、目標といたしまして、その2月5日ということでいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。それでは合併の期日は平成17年2月5日を目標とするということでいきたいということでございます。

では、次回第7回協議会におきまして文言を整理いたしまして、議案として提案をさせていただきますこととしたいと存じます。ありがとうございました。

次に、協議 新市の名称についてを議題といたします。

本件の調整の方向性につきましては、新市の名称またはその選考方法となっておりますが、皆様方のご意見をお伺いいたします。これはもう今日から実質協議ということになっておりますので、お願いいたします。

どなたかご意見、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（中島昌明君） 城島町の中島でございます。この新市の名称につきまして私の意見を述べさせていただきます。

新しい市をつくろうというようなことでありますので、関係自治体の住民が親しみやすく、そして新しいまちづくりに皆さんが参加していただけるような形をとれば、例えば公募されるとか、あるいは単純に母都市としての久留米市を中心とした中核都市を目指していくというような意味合いで新久留米市と、そういったふうな呼び方があるかとも思っておりますが、何か事務局の方で案があれば、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（江藤守國君） 今、中島委員からございましたが、事務局からの考えがあるかということですから、お願いします。

事務局（村上） 今、事務局の方でというふうなお話があるわけでございますが、今日

ご協議いただいていますこの基本的な7項目につきましては、合併に際して非常に大事な項目でございますので、これについて今すぐ事務局の方でというのは、ちょっと申し上げかねるというふうな状況でございます、これについては、この協議会の中で十分ご協議をいただければなと思う次第でございます。

議長（江藤守國君） ということでございますけど、ほかに皆さん方、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（平田 正君） 城島町の平田ですけれども、新市の名称ですけれども、非常にやはり合併の方式によって、編入の場合には編入する側の名称を取りますし、新設の場合には広域となってまいりますので、新たに名称を考えることになりますので、これは合併の方式とセットで考えた方がよろしいと思いますけども、どうでしょうか。

議長（江藤守國君） 今、平田委員から合併の方式とセットで連動してというご意見でございます。

ほかにございませんでしょうか。ほかにご意見はありませんか。

じゃどうぞ、ご意見ありましたら発言お願いします。

委員（別府好幸君） 田主丸の別府でございます。私も今セットで検討すべきだと思っております。今お話のあったとおり、それ次第でやっぱり判断しなければ検討できないのではなからうかと思っております。

議長（江藤守國君） 今、田主丸の別府委員からも合併の方式とセットでというお話がございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは今日結論を出すということには、ちょっとなかなかかなりにくいような状況でございます。

先ほど中島委員から公募でしたらどうかというふうなお話もございました。また「新」というのをつけたらどうかというふうなお話ございましたし、今お二人の委員さんから合併の方式とセットで検討した方がいいんじゃないかというお話がございました。

それでは本日の協議会では、そういうご意見がございましたので、どうしましょうか。

次回にまた協議していただくということで、いろいろ皆さん協議をして、それぞれの町の委員の皆さんで協議をしていただきまして、次回に協議をさせていただきたいということで、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

それでは次に、協議 新市の事務所の位置についてを議題といたします。

新市の事務所の位置につきましては、本庁舎の位置をその調整の方向性といたしております。

ご意見をお願いいたします。これも今日実質協議に入ることになっておりますので、ご意見をよろしくをお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（内田 満君） 三瀨の内田でございますが、これも同じく合併の方式によって自然的に決まるわけですから、これも同じく合併方式と一緒に話し合いをしたらどうかと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

今、三瀨町の内田委員さんから、新市の名称につきましても、合併の方式とセットでということでございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは先程の新市の名称及び新市の事務所の位置につきましては、合併の方式と関連があるということで、合併の方式とセットといいますか、合併の方式の方向性が出た後に実質審議を行った方がいいというようなふうに思いますので、次回の協議会で合併の方式の実質協議が始まります。その動向を見ながら、この2つの新市の名称、新市の事務所の位置については検討させていただくということで、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは、そのように取り計らせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありますでしょうか。

どうぞ。

事務局（田中） 小委員会の件でございます。

本日この協議が終了後、小委員会を予定させていただいております。

当協議会が終了しまして5分後ぐらいを一つの目途としまして、会場の薫の間に小委員会委員の皆様はご集合いただきますように、お願いいたします。

議長（江藤守國君） それではほかに、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

それではこれもちまして、久留米広域合併協議会第6回会議を終了させていただきます。

長時間のご審議、誠にありがとうございました。

（午後0時29分 閉会）

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤 守國

委員 川地東洋男

委員 別府 好幸